

新型コロナウイルス感染症における医療機関からの質疑に対する回答

問 1

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（以下、臨時的な取扱い）（その11）問1はあくまで新たにオンライン診療を行う医療機関であり、電話や通信機器を用いて行う初診（初診料の注2を算定）や電話等再診を行う医療機関は、オンライン診療の施設基準の届出は必要ないのか？

<答 1>

初診料の注2及び電話等再診を算定する場合は、施設基準の届出は必要ない。新たにオンライン診療料を算定する場合のみ施設基準の届出が必要。

問 2

臨時的な取扱い（その10）において、初診から電話や通信機器を用いた診療が可能となったが、テレビ電話・LINEビデオ等を用いて初診を行った場合、初診料の注2の214点を算定してよいか？

<答 2>

算定してよい

問 3

臨時的な取扱い（その11）の問5で再診料等を算定した場合であっても、院内トリアージ実施料を算定できることになったが、新型コロナウイルスを疑う患者であれば、算定可能か？

また、電話等再診や電話等での初診も算定は可能か？

<答 3>

4月15日現在の通知では、新型コロナウイルスを疑う患者で、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に従い、「必要な感染予防策」を講じた場合となっているため、疑いの患者をトリアージすれば算定可能となります。

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」は、来院し対面診察することを想定しているため（消毒方法等）電話等での算定はできません。

問 4

臨時的な取扱い（その10）において、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について、麻薬や向精神薬は認められないが、慢性的に向精神薬を処方している患者に対して、電話等情報機器を用いて処方することは可能か？

<答 4>

従前から慢性的に向精神薬を処方している患者に対して、電話等により処方することは可能。

問 5

臨時的な取扱い（その5）において、電話再診において、衛生材料等を患者に支給した場合に在宅療養管理料及び加算を算定できることとなり、関東信越厚生局東京事務所に確認したところ、機器を設置する場合においても、衛生材料等を患者に支給した場合と同様の取扱いとする旨の回答を得た。在宅酸素療法指導管理料を算定するためには、在宅酸素分圧を月1回程度測定して診療報酬明細書に記載することとなっている。電話等再診の場合は記載できないが、明細書への記載は必要ないのか？

<答 5>

「新型コロナウイルス感染の臨時的取扱いによる電話等再診を行ったため、在宅酸素分圧の測定値の記載は出来ず。」等を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。